

平成28年5月16日	参考資料
第20回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

特定健康診査・特定保健指導 参考資料

特定健康診査・特定保健指導の概要

基本的な考え方

内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診及び保健指導を医療保険者に行わせることにより、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指す。

主な内容

医療保険者は、40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して特定健診を実施。健診の結果、一定の基準に当てはまる者に対して特定保健指導を実施。

【一定の基準】：腹囲が基準以上（男性85cm、女性90cm）でかつ、血糖・血圧・脂質の検査値が基準に当てはまる者（リスクの程度によって指導内容が変化（喫煙者は指導レベル上昇））

平成25～29年度における全国目標

- ・特定健康診査の実施率 70%【29年度の目標値】
- ・特定保健指導の実施率 45%【29年度の目標値】
- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率 25%（20年度比）【29年度の目標値】

(参考)特定健診・保健指導の実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特定健診実施率	38.9%	41.3%	43.2%	44.7%	46.2%	47.6%
特定保健指導実施率	7.7%	12.3%	13.1%	15.0%	16.4%	17.7%

特定健診の検査項目

質問票(服薬歴、喫煙歴 等) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) 理学的検査(身体診察)
血圧測定 血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査) 検尿(尿糖、尿蛋白)

注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、心電図検査等を実施

特定健康診査

対象者	<p>実施年度中に40-75歳に達する加入者(被保険者・被扶養者) 実施年度を通じて加入している(年度途中に加入・脱退がない)者 除外規定(妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等)に該当しない者</p> <p style="text-align: center;">年度途中に75歳に達する加入者は、75歳に到達するまでの間を対象</p>
基本的な健診の項目	<p>質問票(服薬歴、喫煙歴 等) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) 理学的検査(身体診察) 血圧測定 血液検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ・ 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c) 注) 摂食時はHbA1c ・ 肝機能検査(GOT、GPT、 - GTP) <p>検尿(尿糖、尿蛋白)</p>
詳細な健診の項目	<p>心電図検査 眼底検査 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)</p> <p style="text-align: center;">注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施</p>

詳細な健診項目について

(1) 12誘導心電図

前年の健診結果等において、血糖高値、脂質異常、血圧高値、肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

前年の健診結果等において、血糖高値、脂質異常、血圧高値、肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

血糖高値	a 空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b HbA1c(NGSP)	5.6%以上	
脂質異常	a 中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b HDLコレステロール	40mg/dl未満	
血圧高値	a 収縮期血圧	130mmHg以上	又は
	b 拡張期血圧	85mmHg以上	
肥満	a 腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上		又は
	b BMI	25kg/m ²	

現行の保健指導対象者の選定基準

1. 検査値により、保健指導判定値を超えている場合、以下の分類により、必要となる保健指導の種類が自動的に判定される。
2. 但し、必ずしも、自動判定の通りとなるのではなく、医師が全ての検査項目の結果から総合的に判断し、保健指導とすべきか、医療機関への受療とすべきかを判定する。
3. その上で、保健指導対象者となった者のリストから、医療保険者にて、リスト全員に実施するのか、優先順位をつけ(重点化)絞り込むかを判断し、最終決定した対象者に保健指導の案内(利用券の送付等)を行う。

< 保健指導判定値 >

血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.6% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

質問票 喫煙歴あり (から のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	血糖	脂質	血圧		40-64歳	65-74歳
85cm(男性) 90cm(女性)	2つ以上該当			/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外で BMI 25	3つ該当			/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

1 服薬中の者については、医療保険者による特定保健指導の対象としない。

2 前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

(注) 斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

定期健康診断と特定健診の必須項目

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
身体計測	身長		
	体重		
	BMI		
	腹囲		
診察	既往歴		
	(うち服薬歴)		
	(うち喫煙歴)		
	業務歴		
	自覚症状 他覚症状		
血圧等	血圧		
血中脂質検査	LDLコレステロール		
	HDLコレステロール		
	血清トリグリセライド		
肝機能検査	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	-GT(-GTP)		
血糖検査	空腹時血糖		
	HbA1C		
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値		
	血色素量		
	赤血球数		
	心電図検査		
	眼底検査		
	視力		
	聴力		
	胸部エックス線検査		
	喀痰検査		

- …必須項目
- …いずれかの項目の実施で可
- …医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- …必須ではないが、聴取の実施について協力依頼済

注)「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。

< 質問項目中、聴取は必須ではないが、事業主が情報を入手していた場合に、保険者が事業者に提供を求めることができる項目 >

- ・貧血
- ・20歳からの体重変化
- ・30分以上の運動習慣
- ・歩行又は身体活動
- ・歩行速度
- ・1年間の体重変化
- ・食べ方
- ・食習慣
- ・飲酒量
- ・睡眠
- ・生活習慣の改善
- ・保健指導の希望

特定健診・特定保健指導の満たすべき要件 (特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会(健康局))

【特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件

(平成28年1月19日 第2回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会資料より抜粋)】

1 健康事象

- (1) 対象とする健康事象が公衆衛生上重要な健康課題であること。
- (2) 対象とする健康事象の自然史が理解されていること。その健康事象が発生する危険性が高い期間が存在し、検出可能な危険因子とその指標があること。
- (3) 対象とする健康事象もしくは検出可能な危険因子に対して適切な検査や診断法、科学的知見に基づいた効果的な治療・介入手段があること。早期に治療・介入する方がより良い予後をもたらすことを示すエビデンスがあること。

2 検査

- (4) 目的と対象集団が明確であり、公衆に受け入れられる検査であること。
- (5) 検査が簡便・安全で精度や有効性が明らかで、適切なカットオフの基準が合意されており、検査を実施可能な体制が整備されていること。

3 事後措置(治療・介入)

- (6) 精密検査、事後措置の対象選定や方法について科学的知見に基づく政策的合意があること。
- (7) 事後措置を実施可能な保健医療体制が整備されていること。

特定健診・特定保健指導に関する各検討会の位置づけ

健診・保健指導

- ・高齢者医療確保法
- ・健康増進法
- ・労働安全衛生法
- ・健康保険法
- ・学校保健安全法
- などに基づき実施

特定健診・特定保健指導

高齢者医療確保法に基づく医療保険者の義務
40歳～75歳未満の被保険者・被扶養者が対象

「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」(健康局)

厚生労働科学研究等により新たに蓄積された、科学的な知見を踏まえて、特定健診・保健指導の項目や実施方法などの技術的事項について検討する。

< 検討事項 >

1. 特定健診・特定保健指導の技術的事項について
2. その他関連する事項について

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」(保険局)

医療保険者における第三期特定健診・保健指導の提供方法等の今後のあり方について、これまでの実績を踏まえて検討を行う。

< 検討事項 >

1. 特定健診・保健指導の実施方法等について
2. 特定健診の項目及び特定保健指導の内容について
3. 保険者における特定健診・保健指導への取り組みの評価方法等について
4. その他関連する事項について

各検討会の開催要綱より抜粋